

論点に対する回答

分野	建築基準法に基づく定期調査報告書・定期検査報告書の標準化
省庁名	国交省
<p>経団連から「2021年度規制改革要望」が公表され、当該要望中、「No. 39 建築基準法に基づく定期調査報告書・定期検査報告書の標準化」について、「同法施行規則では、報告書の様式を示しているものの、特定行政庁が規則により別途様式を定めることができるとしているため、特定行政庁毎に報告書の様式が異なっている」点や、「特定行政庁毎の異なる様式に都度対応する必要がある、システム導入・運用におけるコスト増加の大きな要因となっている」点について指摘がなされた上で、「同法施行規則を改正し、特定行政庁が別途様式を定めることができるとしている点を削除すべき」との要望がなされているところ、以下の論点について回答願いたい。</p> <p>【論点①】</p> <p>経団連要望において、建築基準法施行規則では、特定行政庁が規則により別途様式を定めることができるとしている旨言及されているが、特定行政庁ごとに別途様式を定めることを可能としている趣旨について明らかにされたい。</p> <p>【回答①】</p> <p>建築基準法施行規則では、定期報告の報告内容として共通して必要な事項を示しているものであるため、特定行政庁が地域の実情等に応じて報告内容の追加等をできるようにしている。</p> <p>【論点②】</p> <p>「オンライン利用率引上げの基本計画(対象事業：建築確認等)」(以下、基本計画)中、「<4-2>建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告」において、アクションプランとして、「特定行政庁及び関係団体等へのヒアリングを通じて、特定行政庁が求めている追加様式がオンライン化の支障となっているか否かを把握し、支障となっている場合は特定行政庁との調整のもと共通のひな型を検討し、共有する。」と記載されているが、「特定行政庁及び関係団体等へのヒアリング」については既に実施されたか。また、実施されていた場合、「特定行政庁が求めている追加様式がオンライン化の支障</p>	

となっているか否か」について、ヒアリングした結果について回答いただきたい。

【回答②】

現在、全国の特定期行政庁の様式指定状況について実態調査を行っているところ。当該調査の結果分析を踏まえ、令和3年11月以降に特定期行政庁及び関係団体等へのヒアリングを実施予定。

【論点③】

基本計画中アクションプランdにおいて、「早期に対応可能なオンライン化の活用状況の確認や他のデジタル化手法の活用に向けた条件整理を行うため、特定期行政庁及び関係団体等にヒアリングを行い、課題等を把握する。」と記載があるが、ヒアリングについては既に実施されたか、またされた場合どのような課題等が把握されていたか。

【回答③】

特定期行政庁及び関係団体等へのヒアリングは、回答②と併せて令和3年11月以降に実施予定。

【論点④】

ヒアリング結果等や本要望を踏まえて、今後貴省として定期調査報告や定期検査報告の様式の標準化や、オンライン化に向けてどのように取り組まれるのか、取り組みの期限とともに、明らかにされたい。(標準化にあたっては、要望中に指摘の通り、建築基準法施行規則の改正を実施するののかも含めて、回答願いたい。)

【回答④】

定期報告をする者の利便性を高めるため、全国的に統一的なオンライン化に向けて、令和4・5年度の2か年で定期報告制度における各特定期行政庁等のシステムの仕様について、入力・出力データ形式やインターフェース等の統一すべき事項を検討し、共通仕様書の作成に取り組むことを予定している。

また、令和3年11月以降に実施予定の特定期行政庁及び関係団体等へのヒアリングの結果等を踏まえて、様式の標準化を図ることとしており、現時点では、特定期行政庁が独自の様式を指定するにあたっての様式の作成ルールとして、国が定めている報告事項部分の様式は変更せずに、特定期行政庁が独自に定める追加の報告事項は様式の末尾又は別紙に設けること等を位置づけることを考えている。